む。）とを合算した期間が一年以上であり、かつ、旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合に限る。

2　前項の規定に該当することにより支給する第十一条の規定による老齢年金は、旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金とみなす。

（旧国民年金法による通算老齢年金等の失権の特例）

第十五条　旧国民年金法による通算老齢年金の受給権は、その受給権者が第十一条から第十三条までの規定による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

2　旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受給権は、その受給権者が第十一条又は第十二条の規定による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

（年金額の改定の特例）

第十六条　国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）若しくは通算老齢年金若しくは旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金（第二十条第一項第三号において「既裁定老齢年金」という。）の受給権者が、第五条第一項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、居住日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

（被害者の子及び孫に係る年金額の改定の特例）

第十七条　国民年金法による老齢基礎年金の受給権者が、第七条第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有したときは、免除対象居住日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2　国民年金法による老齢基礎年金の受給権者が、第八条第三項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、厚生労働大臣に対し、年金の額の改定を請求することができる。

3　前項の請求は、直近の同項の請求を行った日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。ただし、第七条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間の全部につき第八条第一項の規定による納付が行われたとき、又は同項の規定による納付の期限が経過したときは、この限りでない。

4　第二項の請求があったときは、その請求があった日以前において第八条第四項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間に算入された期間を国民年金法による老齢基礎年金の額の計算の基礎とするものとし、当該請求があった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

（事務の処理に関する特例）

第十八条　国民年金法施行令第一条の二第四号及び第十二号に掲げる事務（第九条第一項の規定により読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条第一項、第九条第二項、第十条から第十二条まで及び第十三条第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金に係るものに限る。）は、同令第一条の二の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

本則に次の八条を加える。

（法第十一条の二第一項の政令で定める給付）

第二十一条　法第十一条の二第一項の政令で定める給付は、次のとおりとする。

一　国民年金法による付加年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに旧国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金並びに旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金

二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金及び昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による通算老齢年金

（特別給付金の額）

第二十二条　法第十一条の二第一項の特別給付金（以下「特別給付金」という。）の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　イに掲げる額とロに掲げる額との合算額

イ　みなし計算対象期間の各月における各月みなし計算給付額の総額に相当する額

ロ　イに掲げる額から(1)に掲げる額を控除した額に、(2)に掲げる率を乗じて得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(1)　居住日の属する月の五年前の月の前月（当該前月が一月、三月、五月、七月、九月又は十一月である場合にあっては、前々月。(2)において「最終月」という。）から居住日の属する月までの期間の各月における各月みなし計算給付額の総額に相当する額

(2)　老齢給付の支給開始年齢到達日（二以上あるときは、当該支給開始年齢到達日のうち最も早い日）の属する月の翌々月（当該翌々月が一月、三月、五月、七月、九月又は十一月である場合にあっては、当該翌々月の翌月）の属する年度（以下この(2)において「当初年度」という。）から最終月の属する年度（以下この(2)において「最終年度」という。）までの別表第二の上欄に掲げる各年度に応ずる同表の下欄に定める率を合算して得た率を当初年度から最終年度までの年度の数で除して得た率

二　次に掲げる額の合算額

イ　控除対象各月老齢給付額の総額

ロ　控除対象各月障害等給付額のうち、被害者がみなし計算対象期間の各月において各月みなし計算給付額の老齢給付を受けることができるものとして、国民年金法第二十条その他内閣府令で定める規定が当該各月において適用されていたとしたならば、当該各月における月分の給付について支給が停止されることとなった額（当該各月における各月みなし計算給付額に相当する額を限度とする。）に相当する額の総額

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　みなし計算対象期間　老齢給付の支給開始年齢到達日の属する月の翌月から居住日の属する月までの期間をいう。

二　各月みなし計算給付額　被害者が六十歳に達した日に対象期間のうち旧被保険者期間又は新被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなした場合におけるみなし計算対象期間の各月における月分の老齢給付の額として給付ごとに計算される額をいう。

三　老齢給付　国民年金法による老齢基礎年金及び前条各号に掲げる給付をいう。

四　支給開始年齢到達日　老齢給付の支給開始年齢（法第十一条の二第一項に規定する支給開始年齢をいう。）として給付ごとに内閣府令で定める年齢に達した日をいう。

五　控除対象各月老齢給付額　みなし計算対象期間の各月における月分の給付の額として被害者に対して支給された次に掲げる給付の額をいう。

イ　国民年金法による老齢基礎年金及び付加年金並びに同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに旧国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金並びに旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金

ロ　厚生年金保険法による老齢厚生年金及び旧厚生年金保険法による通算老齢年金

六　控除対象各月障害等給付額　被害者に対して支給された次に掲げる給付の額をいう。

イ　国民年金法による障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに旧国民年金法による障害年金、母子年金、準母子年金及び寡婦年金

ロ　厚生年金保険法による障害厚生年金、遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに旧厚生年金保険法による障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金

（特別給付金の支給の請求）

第二十三条　特別給付金の支給を受けようとする被害者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に特別給付金の支給を請求しなければならない。

（追納支援一時金を支給する場合）

第二十四条　法第十一条の三の追納支援一時金（以下「追納支援一時金」という。）は、同条に規定する被害者の子であって、第七条第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有するもの（以下「被害者の子」という。）が第八条第一項の規定により当該期間の全部につき保険料の追納を申し出た場合に支給するものとする。